

# 県民活動支援事業助成金

## 募集案内

当財団は、助成金の交付により、県民活動団体のみなさんの自主的・主体的な活動を支援しています。

助成金は、**2年間継続して受けることができます。**

令和4年度からは、新たな立ち上げ団体に加え、**従前から活動している団体も助成対象としています。**

### 1 助成対象団体

山口県内に事務所を置き、山口県内において組織的・継続的に県民活動(NPO 活動やボランティア活動など)を行う新たに立ち上げた団体、これから新たに立ち上げる団体、従前から活動している団体

【注】対象とならない団体: 宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、営利目的の団体

### 2 助成対象となる活動

団体の設立時期	助成対象の活動内容
新たに立ち上げた・これから立ち上げる団体	○新たに行う活動
従前から活動している団体	○新たな分野の活動 ○緊急の社会的課題に対して新たに取り組む活動

〈活動の分野の例〉

社会福祉、環境保全、スポーツ・文化、青少年の健全育成、まちづくり、地域の安心・安全など。

【注】対象とならない活動： 宗教活動、政治活動、営利活動、学校教育の一環の活動など

### 3 助成事業の内容

- (1) 助成金額 1年目:10万円以内、2年目:5万円以内
- (2) 助成率 助成対象経費の2分の1以内
- (3) 助成件数 1年目:5件程度、2年目:助成継続が適切な事業

- 4 募集期間 4月1日(土)から 6月30日(金)まで(当日消印有効)  
※助成団体決定後、予算状況により追加募集をすることがあります。



- 5 応募方法 所定の交付申請書を提出してください。  
交付要綱、申請書等はホームページからダウンロードできます。

- 6 採択時期 7月に採択の審査を行い、その結果を通知します。

### 問い合わせ先・申請先

一般財団法人山口県厳島会

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁 山口県政資料館内

TEL(083) 933-2267 FAX(083) 932-6858 E-Mail/info @ yamaguchiitsukushimakai.or.jp

ホームページ / <http://www.yamaguchiitsukushimakai.or.jp/>

山口県厳島会

検索

## 助成金活用事例

事業名	事業内容
発達障害のある子供の保護者等に対する研修講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育やデイサービス事業の専門家による研修会の開催</li> <li>・保護者や支援者の情報交換会の開催</li> <li>・就労施設見学会(年2回)の開催</li> </ul>
子どもの貧困対策	社会的養護を必要とする子ども達及び家庭に対して相談や支援を行う。 ①食事支援 子ども食堂の開催(月2回土曜日昼、2か所) ②学習支援 学習習慣の定着と成績向上
不登校児の居場所づくり	不登校児及びその家庭が孤立しないように居場所を作る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所の設置(毎月曜日10時～)</li> <li>・体験学習会(夏の海体験)の開催</li> </ul>
視覚障害者への図書等の音訳化	市報や雑誌・図書等の音訳を実施し、利用者に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル録音機を活用し、音訳技術の向上を図る。</li> </ul>
紙芝居を活用した情報発信と地域文化の継承	紙芝居上演を通じて、地域資源の情報発信やおもてなしを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の昔話や伝承を掘り起こし、地域文化を継承</li> <li>・観光イベントへの参加、福祉施設等への慰問、上演</li> </ul>
地域在住芸術家との協働によるアート展の開催	展示とワークショップが一体化した現代アート展を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代アート作品の展示</li> <li>・公募した子ども達と作家が共同で絵を描くワークショップを開催</li> </ul>

## 助成対象経費

基本的な取扱いは次のとおりです。特別な事情がある場合には、個別にご相談ください。

経費区分	助成対象となる経費
①謝金	外部の講師、指導者、出演者等への謝礼(謝金の上限は10万円)
②旅費	外部の講師、指導者、出演者等への交通費実費及び宿泊費
③消耗品費	事業にかかる事務用品(用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等)、材料代
④印刷製本費	事業にかかる資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料等
⑤備品費	事業の執行に必要な機器・工具等の購入費(10万円以下の物品が対象) ※OA機器は対象外(パソコン、プリンター、プロジェクター等)
⑥通信運搬費	郵便代、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
⑦会議費	外部の講師・指導者・出演者等への昼食代(1,100円以内)、お茶代
⑧使用料等	会場使用料や冷暖房費、設備使用料(マイク等の備品)、器具装等の借料等
⑩その他	○会場設営・撤去費、大道具・小道具費、衣装費、デザイン料等 ○各種保険料や振込手数料等、財団が適切と認める経費